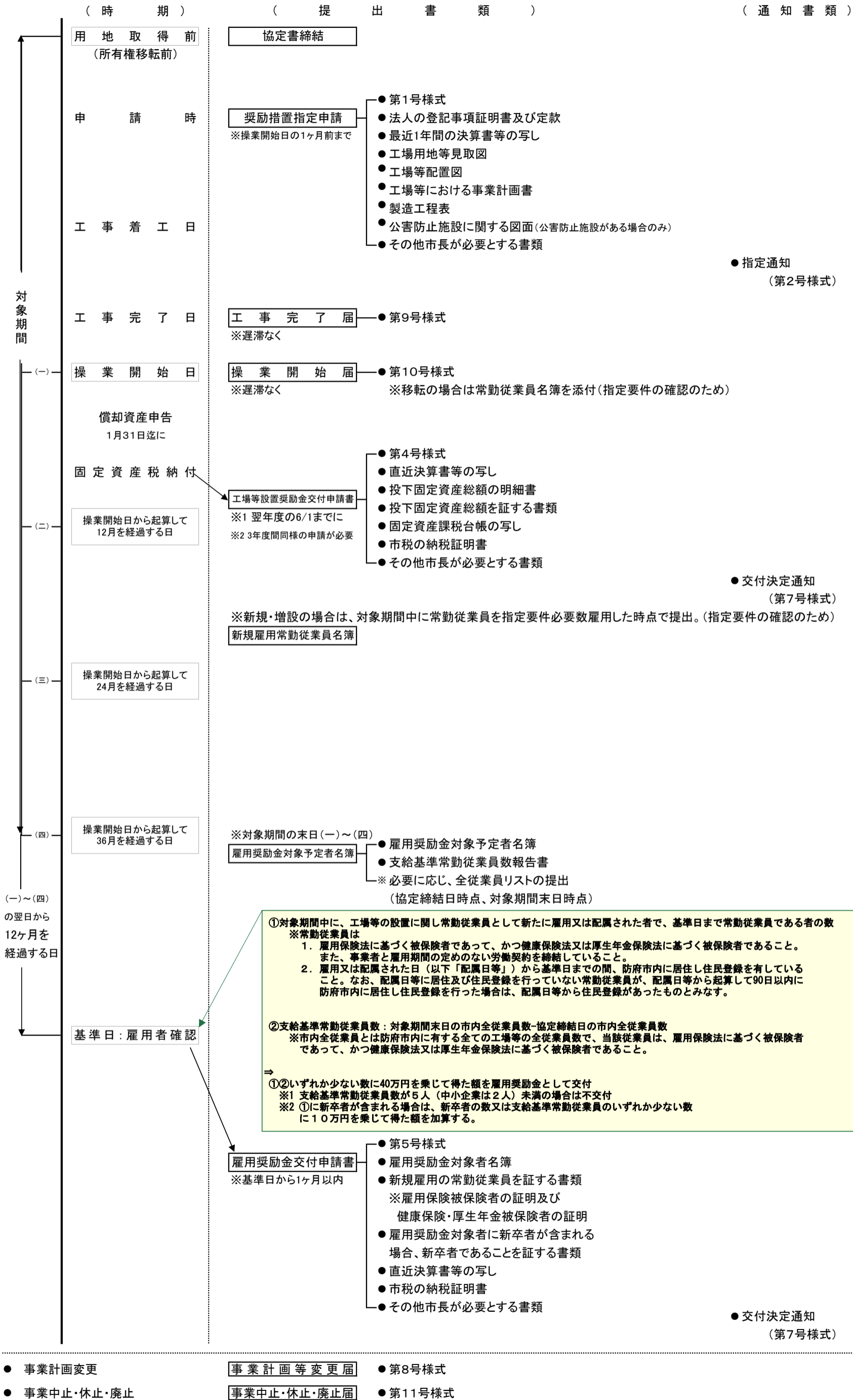


防府市工場等設置奨励制度手続きフロー図



①対象期間中に、工場等の設置に関し常勤従業員として新たに雇用又は配属された者で、基準日まで常勤従業員である者の数  
※常勤従業員は  
1. 雇用保険法に基づく被保険者であって、かつ健康保険法又は厚生年金保険法に基づく被保険者であること。  
また、事業者と雇用期間の定めのない労働契約を締結していること。  
2. 雇用又は配属された日(以下「配属日等」)から基準日までの間、防府市内に居住し住民登録を有していること。なお、配属日等に居住及び住民登録を行っていない常勤従業員が、配属日等から起算して90日以内に防府市内に居住し住民登録を行った場合は、配属日等から住民登録があったものとみなす。

②支給基準常勤従業員数：対象期間末日の市内全従業員数-協定締結日の市内全従業員数  
※市内全従業員とは防府市内に有する全ての工場等の全従業員数で、当該従業員は、雇用保険法に基づく被保険者であって、かつ健康保険法又は厚生年金保険法に基づく被保険者であること。

⇒  
①②いずれか少ない数に40万円を乗じて得た額を雇用奨励金として交付  
※1 支給基準常勤従業員数が5人(中小企業は2人)未満の場合は不交付  
※2 ①に新卒者が含まれる場合は、新卒者の数又は支給基準常勤従業員のいずれか少ない数に10万円を乗じて得た額を加算する。